

## 三重県感染症対策条例（仮称）中間案の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓とし、感染症対策に必要な事項を規定することで、感染症の発生予防やまん延防止を図り、県民が安心して暮らせる社会を実現

### 2 定義

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症を対象
- ・感染症対策は、発生予防及びまん延防止を目的として実施する対策とする

### 3 基本理念

- ・国、県、市町、県民、事業者及び関係機関が連携協力し、一体となって推進
- ・誰もが感染症にかかる可能性があることから、感染症の患者や医療従事者等に対する差別を許さず人権を尊重

### 4～8 関係者の役割

県、県民、事業者、医療機関及び市町の役割を規定

### 9 情報の公表

県は、感染症の発生予防及びまん延防止、県民の不安払拭、差別の発生防止を図るため、正確で適切な情報を、個人情報保護に留意しつつ積極的に公表

### 10 差別の禁止

- ・何人も、感染症の患者、家族、医療従事者等に対し、感染症にかかっていること、かかっていると疑われること、その他いわれのない理由によって、差別や権利利益の侵害行為をしてはならない
- ・教育活動及び啓発活動を通じて、感染症及び人権に関する問題について、正しい知識を普及

### 11 感染を防止するための協力の求め

- ・県は、感染症の発生予防及びまん延防止のため必要があると認めるときは、県民、事業者、学校の設置者等に対し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく要請ができない場合にも、感染症対策に関し必要な協力を求めることができる
- ・協力の求めは、県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

### 12 物資及び資材の確保

県、市町、県民、事業者及び関係機関は、物資及び資材を確保するとともに、供給に関して相互に協力

### 13～15 その他県の責務を規定

人材の養成、新たな知見及び情報通信技術等の活用、財政上の措置